

< 報道発表資料 >

令和 8 年 3 月 2 6 日

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

「令和 8 年度京都市食品衛生監視指導計画」の策定

京都市では、市民の皆様や観光旅行者の皆様の食の安全と安心を確保するため、食品衛生法第 24 条の規定に基づき、飲食店等に対する監視指導や流通食品の検査等の実施に関する京都市食品衛生監視指導計画（以下、「監視指導計画」という。）を毎年度策定しています。

この度、「令和 8 年度京都市食品衛生監視指導計画」を策定しましたのでお知らせします。

【監視指導計画の概要】

計画期間 令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 3 月 3 1 日（水）

計画のポイント

- ◎一斉監視の実施
- ◎H A C C P に沿った衛生管理の推進
- ◎食品等の試験検査の実施
- ◎リスクコミュニケーションの推進

【計画内容の閲覧場所】

3 月 2 7 日（金）から以下の本市ホームページに掲載します。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000078616.html>

< お問合せ先 >

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

電話：0 7 5 - 2 2 2 - 3 4 2 9